

「空間情報総括監理技術者」

—北海道にも誕生しました—

認定制度をご存じですか？

社団法人日本測量協会

社団法人日本測量協会は、空間情報総括監理技術者資格及び地理空間情報専門技術者資格を認定しています。

空間情報総括監理技術者資格は、測量の技術領域が空間位置と関係付けられた様々な情報を扱う技術へと発展し、その利用領域が国土の管理から社会生活に至るまでの拡がりを見せていることから、空間情報をトータルコーディネートする能力を有する技術者が必要とされてきたために創設したものです。

この資格は、本年度から国土地理院が実施している総合評価落札方式における認定技術者登録制度の技術者評価区分 A に登録されています。

1 資格制度の目的

地物の位置定義に関わる測量の技術領域が、高度情報化時代において大きな拡がりを見せています。

測量技術がこれからの社会の要請に応えるには、空間的拡がりを持つ地球上の位置とそれに直接的または間接的に関連付けられる様々な情報を扱う「空間情報技術」として扱うことが必要になっています。

この空間情報は、使われ方（要求仕様）によって、集めるデータの仕様と品質（製品仕様、品質仕様）が大変重要な意味を持つことから、空間情報の仕様策定、取得、構築から、システム運用、データのライフサイクルにわたる情報管理など、広範囲な技術を駆使できるスーパー

バイザーが必要になっています。

このことを背景にして、高度な専門知識と豊富な経験を有し、かつ、利活用にあたっては、問題抽出・分析から運用管理の立案まで、様々なコーディネートが行える能力を有する者であることを証明する制度として創設しました。

認定試験に合格した者は、国土交通省の測量上級主任技師と同等の技術を有する者であることを(社)日本測量協会会長が証明します。

2 求められる要件

空間情報総括監理技術者に求められる要件は、以下の通りです。

① 要求の策定ができること

行政の要求に応え、現状の課題の発見と課題解決に空間情報が有効か否かを判断し、有効と判断された場合、必要な空間情報の仕様と利用した場合の効果を提示する能力を有すること

② 製品仕様・品質仕様の策定ができること

業務の課題解決に必要なデータやシステムの設計が出来ること

③ 運用計画管理を立案し、業務を遂行できること

構築された空間情報を継続的に利活用するため、システムとデータの維持管理方法を立案し、様々な技術・技術者をコーディネートして、適切な業務を行うことができること

3 有資格者の活用

- ① 国土地理院は、総合評価方競争入札の拡大に伴い、民間認定資格を予め審査・登録し、評価項目として採用していくこととされました。
- ② 国土地理院をはじめ、国土交通省（本省）、地方整備局、地方公共団体、公益法人等が計画する空間情報関連事業の提案型入札業務の指名の際の評価要素として利用される機会の増加が期待できます。
- ③ 国土交通省以外の省庁が計画する空間情報関連事業の提案型入札業務の指名の際の評価

要素として利用されることが期待されます。

4 受験資格

受験資格は、次のすべての条件を満たすものとします。

- ① 測量士の資格を有すること
- ② 技術士の資格または博士の称号、またはこれらと同等の能力を有すること
- ③ 空間情報関連業務に15年以上従事し、かつ、当該業務の責任者（原則として主任技術者）を2回以上経験していること

「技術士の資格または博士の称号と同等の能力を有する」について

《評価の対象となる資格の組み合わせの例》

評価の対象となる事項（研究業績、著書、国家資格、民間資格、特許）を単独または組み合わせで、総合的に評価します。

「技術士の資格または博士の称号と同等の能力を有する」と判断される例（最低限の事例）は、以下の通りです。

○例 1	①著 書	単著（空間情報技術関連の技術図書）	1 冊
○例 2	①研究業績	査読付き論文（単著または筆頭著者）	1 編
	②研究業績	査読付き論文（共著）	1 編
	③著 書	共著（空間情報技術に関連した技術図書）	1 冊
○例 3	①研究業績	査読付き論文（単著または筆頭著者）	1 編
	②研究業績	査読付き論文（共著）	1 編
	③研究業績	自由投稿論文（単著または筆頭著者）	4 編
○例 4	①国家資格	土地家屋調査士	
	②国家資格	第一種情報処理技術者	
○例 5	①研究業績	査読付き論文（単著または筆頭著者）	1 編
	②研究業績	査読付き論文（共著）	1 編
	③特許 登	録特許の発明者（筆頭）	1 件
○例 6	①研究業績	査読付き論文（共著の筆頭以外）	1 編
	②国家資格	情報処理技術者（システムアナリスト）	
	③特許登録	特許の発明者（協同発明の筆頭以外）	1 件
○例 7	①国家資格	土地家屋調査士	
	②民間資格	地理空間情報専門技術者（基準点1級）	
○例 8	①研究業績	査読付き論文（単著または筆頭著者）	1 編
	②民間資格	シビルコンサルティングマネージャー（RCCM）	
	③授 賞	（社）日本測量協会測量技術奨励賞	

(社)日本測量協会の認定資格が、国土地理院 の測量技術者資格として登録されました。

社団法人 日本測量協会

国土地理院からの認定資格登録通知書の写し

国地企技 第 2 号

平成 23 年 4 月 13 日

社団法人 日本測量協会
会 長 村 井 俊 治 殿

国土地理
院長の印
国土地理院長

測量技術者の認定資格登録通知書

平成23年3月18日付け技術者資格登録申請について、「請負測量業務の競争入札のための測量技術者の認定資格登録要領」(平成23年国地企技第130号)第4条の規定に基づく審査の結果、測量技術者資格の登録基準に適合するものと認め、測量技術者資格として登録したので通知する。

登録した資格の名称

業務種別	区分	測量技術者資格
基準点測量	A	空間情報総括監理技術者
	B	地理空間情報専門技術者（測量専門技術者含む）基準点測量 1 級
	C	地理空間情報専門技術者（測量専門技術者含む）基準点測量 2 級
写真測量	A	空間情報総括監理技術者
	B	地理空間情報専門技術者（測量専門技術者含む）写真測量 1 級
	B	地理空間情報専門技術者（測量専門技術者含む）GIS 1 級
	C	地理空間情報専門技術者（測量専門技術者含む）写真測量 2 級
	C	地理空間情報専門技術者（測量専門技術者含む）GIS 2 級
地図調製	A	空間情報総括監理技術者
	B	地理空間情報専門技術者（測量専門技術者含む）GIS 1 級
	C	地理空間情報専門技術者（測量専門技術者含む）GIS 2 級
地理調査	A	空間情報総括監理技術者
	B	地理空間情報専門技術者（測量専門技術者含む）写真測量 1 級
	B	地理空間情報専門技術者（測量専門技術者含む）GIS 1 級
	C	地理空間情報専門技術者（測量専門技術者含む）写真測量 2 級
	C	地理空間情報専門技術者（測量専門技術者含む）GIS 2 級
	C	地理空間情報専門技術者（測量専門技術者含む）防災調査
	C	地理空間情報専門技術者（測量専門技術者含む）環境調査

－測量技術者資格の登録区分－

業務種別	区分	測量技術者資格の概要
基準点測量 写真測量 地図調製 地理調査	A	測量計画の立案や工程管理等を適切に行える能力を有し、かつ測量技術に関して高度な知見を有する者を認定
	B	測量計画の立案、工程管理、品質管理等を総合的に適切に行える能力を有する者を認定
	C	測量計画や作業工程に沿って適切に作業を行える等、実務作業の総合的な能力を有する者を認定

－登録された測量技術者資格の活用－

国土地理院が発注する請負測量業務において技術的能力の評価として活用されます。

【国土地理院ホームページより】

<http://www.gsi.go.jp/common/000060304.pdf#page=1>

－測量技術者の認定資格登録要領－

【国土地理院ホームページより】

<http://www.gsi.go.jp/common/000060305.pdf>

－測量業務の入札に関する総合評価落札方式の拡大について－

【国土地理院ホームページより】

<http://www.gsi.go.jp/common/000060303.pdf#page=1>

日本測量協会は公益社団法人を目指しています

(社)日本測量協会の選択

理 由

- 測量協会の行っている事業は、不特定多数の者の利益増進のための事業である。
- 測量協会は公正な第三者機関として検定等の業務を実施しているが、検定機関として公益性を確保する必要がある。
- 測量機器及び測量成果等の検定業務は、公益目的事業に分類されることから非課税の対象となる。

新法人移行スケジュール等

新法人への移行期間（平成20年12月1日～平成25年11月30日）

平成23年 5月 新公益法人移行の承認 （定期総会）



平成23年11月 定款変更案等の報告 （合同理事会）



平成24年 3月 定款・新予算承認 （合同理事会）



平成24年 5月 定款・新予算承認 （定期総会）



平成24年10月 認定委員会申請



平成25年 1月 認定委員会の承認



平成25年 3月 認定委員会の認定・新法人の登記



平成25年 4月 公益社団法人日本測量協会のスタート

公益法人改革の概要

民 法 人

社団法人 日本測量協会

平成20年12月1日

社団法人 日本測量協会
特例民法人

申請せず

再申請

一般社団法人への移行申請

公益社団法人への移行申請

現行の主務官庁が監督

解散とみなされる場合

- ① 5年間の移行期間終了までに申請を行わなかった場合
- ② 移行期間終了までに申請を行ったが、当該申請で認定又は認可を受けられなかった場合

不認定
不認可

認可

認定

一般社団法人 日本測量協会

公益社団法人 日本測量協会

登記

平成25年1月30日

角 野 啓 文